用機器をいう。）、小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第一項に規定する小型電子機器等をいう。）その他金属、ガラス又は陶磁器がプラスチックと一体となったものが一般廃棄物となったものを含むものとする。次号において同じ。）

二　廃プラスチック類の焼却施設　廃プラスチック類

三　令第二条第二号に掲げる廃棄物の破砕施設　木くず

四　令第二条第九号に掲げる廃棄物の破砕施設　コンクリートの破片その他これに類する不要物

五　石綿含有産業廃棄物の溶融施設　石綿含有一般廃棄物

六　令第二条第一号から第四号の二まで及び第十一号に掲げる廃棄物の焼却施設　紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体

七　令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場　次のいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）

イ　平成二十九年七月九州北部豪雨により生じた一般廃棄物（福岡県の区域内において生じたものに限る。）

ロ　次のいずれかに該当する一般廃棄物

(1)　廃プラスチック類

(2)　ゴムくず

(3)　金属くず

(4)　ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）

(5)　コンクリートの破片その他これに類する不要物

ハ　次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であって、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらのものが混入し、又は付着したことがないもの

(1)　令別表第五の下欄に掲げる物質

(2)　有機性の物質

(3)　建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたもの若しくは石綿を含むもの（次に掲げるものに限る。）又は当該材料から除去された石綿

(イ)　石綿保温材

(ロ)　けいそう土保温材

(ハ)　パーライト保温材

(ニ)　人の接触、気流及び振動等により(イ)から(ハ)までに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

八　令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場　燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体若しくはばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの一般廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）

2　前項の規定が適用される場合における規則第十二条の七の十六第二項及び第十二条の七の十七の規定の適用については、規則第十二条の七の十六第二項中「前項第一号から第五号まで」とあるのは「平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成二十九年環境省令第二十二号）第二条第一項第一号から第六号まで」と、規則第十二条の七の十七中「前条第四号の二」とあるのは「平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成二十九年環境省令第二十二号）第二条第一項第五号」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（この省令の失効）

第二条　この省令は、平成三十一年七月三十一日限り、その効力を失う。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年九月四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一三〇

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の二の表秋田県の項中「北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中四八四の二　米代東部森林管理署上小阿仁支署」を「北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中三七六の一三　米代東部森林管理署上小阿仁支署小沢田森林事務所」に改める。

別表の二の表備考中「平成二十九年四月一日」の下に「（米代東部森林管理署上小阿仁支署及び米代東部森林管理署上小阿仁支署小沢田森林事務所に係るものにあつては、同年九月四日）」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百七十八号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百五十二号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十九年九月四日から施行する。

平成二十九年九月四日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
事務所	所在地		事務所	所在地	
［略］			［同上］		
和歌山行政評価事務所	和歌山県和歌山市二番丁三番地　和歌山地方合同庁舎		和歌山行政評価事務所	和歌山県和歌山市九番丁一一番地	
［略］			［同上］		

備考　表中の「　」の記載は注記である。